

# 令和5年度 山形市認可外保育施設利用者負担軽減補助金 申請の手引き



## 事業の概要

保護者の経済的負担を軽減することを目的として、認可外保育施設を利用している乳幼児の保護者に対し、その利用料（保育料）の一部を補助します。

なお、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、無償化対象児童（☆）は本補助金の対象外となりますので、申請にあたっては十分にご注意ください。

（☆）無償化対象児童とは、次の児童のことをいいます。

- 認可保育所等を利用する児童（認定こども園、地域型保育事業を含む）
- 子育てのための施設等利用給付認定を受けた児童（施設等利用給付認定子ども）で施設等利用費の支給対象となる児童
- 企業主導型保育事業を利用し、施設等利用給付費の対象となる児童

### 【注意】

- ※ 申請書類等に不備があった際は、一度、申請書類を返却する場合がありますので ご注意ください。
- ※ なお、提出書類等の内容に不正が認められた場合、補助金は交付できません。不正に補助金を得た場合には、補助金を返還していただくこととなります。

### 【お問い合わせ先】

山形市こども未来部 保育育成課 こども第三係  
〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号  
TEL 023-641-1212（内線 545）  
FAX 023-624-8840

## 対象児童

山形市内に住所を有し、認可外保育施設を1ヶ月以上利用している（一時保育を除く）児童のうち、次の①～④のいずれかに該当する児童（無償化対象児童を除く）が補助対象となります。

※補助の対象児童及び就学前の兄弟姉妹に係る保育料に滞納がある場合は、補助金は交付されませんのでご注意ください。

### ① 同時在園

同一世帯で、2人以上の児童が同時に対象施設<sup>1</sup>を1ヶ月以上利用している。

### ② 第3子以降

生計を一にする<sup>2</sup>お子さんのうち、第3子以降のお子さんが認可外保育施設を利用している。

### ③ 一定所得未満の世帯（年収約360万円未満相当の世帯）

市民税所得割額合算額<sup>3</sup>が57,700円未満の世帯で、生計を一にする<sup>2</sup>お子さんのうち、第2子以降のお子さんが認可外保育施設を利用している。

### ④ ひとり親・障がい者・生活保護世帯

ひとり親・障がい者・生活保護世帯<sup>4</sup>のうち、市民税所得割額合算額<sup>3</sup>が77,101円未満の世帯のお子さんが認可外保育施設を利用している。

※補助区分③、④について、市町村民税所得割課税額は、以下のように判定します。

令和5年4月～8月分 … 令和4年度市町村民税額  
令和5年9月～令和6年3月分 … 令和5年度市町村民税額

<sup>1</sup> 「対象施設」とは、認可外保育施設又はその他の施設（認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童館、へき地保育所、児童発達支援、医療型児童発達支援）をいいます。

<sup>2</sup> 「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務・就学・療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱います。保護者と生計を一にする子とは、①保護者に監護される者（未成年）、②保護者に監護されていた者（①が成年に達した場合）及び③保護者又はその配偶者の直系卑属（①②を除く。）をいいます。

<sup>3</sup> 「市民税所得割額合算額」とは、原則、父・母の市民税所得割（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除等を含む）の合計額をいいます。

ただし、父・母の所得だけでは生計が成り立たないと市が判断した際には、同居の祖父母等も算定に加える場合があります。

※合算額の確認方法については、8ページ『市民税課税額の確認方法』を参照ください。

<sup>4</sup> 「ひとり親・障がい者・生活保護世帯」とは、母子・父子家庭、生活保護を受給する世帯、同一世帯（住民登録上の同住所別世帯の家族も含む）に属する者が、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障がい基礎年金の受給者等に該当する世帯をいいます。

**補助金額** ※ 補助の対象となる児童が無償化対象児童である場合は、本補助金の対象外です。

補助金の額については、①から④の補助区分により下記の補助金額となります。

なお、複数の補助区分に該当する場合は、有利な区分の額を適用します。

**①同時在園** ※同時在園の補助金額については7ページもあわせてご参照ください。

対象施設(※) 利用児童数	基準額 (月額) a	認可外保育施設の 月額保育料 b	補助金額 (月額)
2人 (認可外に1~2人)	13,000円	対象児に係る月額保育料の1/2 (認可外に2人の場合は、2人目の児童が対象)	aとbを 比較して 少ない方の額
3人以上 (認可外に1人)	24,000円	対象児に係る月額保育料	
3人以上 (認可外に2人以上)	13,000円	対象児に係る月額保育料1/2 (認可外に3人以上の場合、2人目の児童が対象)	
	24,000円	対象児(2人目以降)に係る月額保育料 (認可外に3人以上の場合、3人目以降の児童が対象)	

※ 「対象施設」とは、認可外保育施設又はその他の施設(認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童館、へき地保育所、児童発達支援、医療型児童発達支援)をいいます。

**②第3子以降**

対象児	基準額 (月額)	認可外保育施設の 月額保育料	補助金額
第3子 以降	37,000円	対象児(第3子以降)に係る月額保育料	aとbを比較して 少ない方の額

**③一定所得未満の世帯**

対象児	基準額 (月額)	認可外保育施設の 月額保育料	補助金額
第2子	18,500円	対象児(第2子)に係る月額保育料の1/2	aとbを比較して 少ない方の額
第3子 以降	37,000円	対象児(第3子以降)に係る月額保育料	

**④ひとり親・障がい者・生活保護世帯**

対象児	基準額 (月額)	認可外保育施設の 月額保育料	補助金額
第1子	18,500円	対象児(第1子)に係る月額保育料の1/2	aとbを比較して 少ない方の額
第2子 以降	37,000円	対象児(第2子以降)に係る月額保育料	

## 申請方法

- ① 必要書類を現在利用されている認可外保育施設より受け取ってください。
  - ※ 山形市外の認可外保育施設をご利用の方については、保育育成課までご連絡ください。
- ② 書類に必要事項を記入し、利用している認可外保育施設に提出してください。
  - ※ 既に認可外保育施設を退所されている方及び山形市外の認可外保育施設を利用されている方は、直接、市役所（保育育成課）⑩窓口へ提出してください（郵送での提出も可）。
  - ※ 複数の認可外保育施設を利用している（いた）場合は、交付申請書に一方の（以前利用していた）施設の在園証明書兼保育料受領証明書を添えて、もう一方の（現在利用している）認可外保育施設へ提出してください。

## 申請書類

家庭の状況に応じて、下記の必要書類をご提出ください。

提出が必要な方	必要書類	備考
全員 ※補助区分①～④の全ての方	申請書	記入にあたっては、《記入例》をご参照ください。
	在園証明書兼保育料受領証明書	きょうだい分も必要（☆）
令和4（5）年1月1日に、家計の主宰者（父・母）が山形市以外で住民登録されていた方 ※補助区分①～④の該当する方	令和4（5）年度市町村民税課税証明書	住民税所得割額・総所得額・所得控除合計が明記されているもの
ひとり親世帯の方 ※補助区分④の方	戸籍全部記載事項証明書	
同一世帯（住民登録上の同住所別世帯の家族も含む）に手帳等をお持ちの方がいる方 ※補助区分④の方	身体障がい者手帳等の写し	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特別児童扶養手当認定通知書、国民年金障がい基礎年金証書 等
生活保護（受給）世帯の方 ※補助区分④の方	生活保護（受給）証明書	

☆…在園証明書兼保育料受領証明書は、認可保育所のみ提出不要です。

（認可外保育施設・幼稚園・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部・児童館・へき地保育所・児童発達支援・医療型児童発達支援を利用の場合は提出が必要です。）

## 申請締切・振込時期

※振込月については、あくまで予定となります。

	利用月	申請締切（市役所必着）	振込月（予定）
前期	令和5年4月 ～ 令和5年8月	令和5年9月1日（金）	令和5年10月
後期	令和5年9月 ～ 令和6年3月	令和6年3月13日（水）	令和6年5月

## 認可外保育施設等保育料負担軽減補助金について

「認可外保育施設利用者負担軽減補助金（本補助金）」と「山形県事業に基づく山形市保育料負担軽減補助金（認可外保育施設等）」は、それぞれの補助金において、交付対象者となる条件を満たしている場合、どちらの補助金も受けることができます。

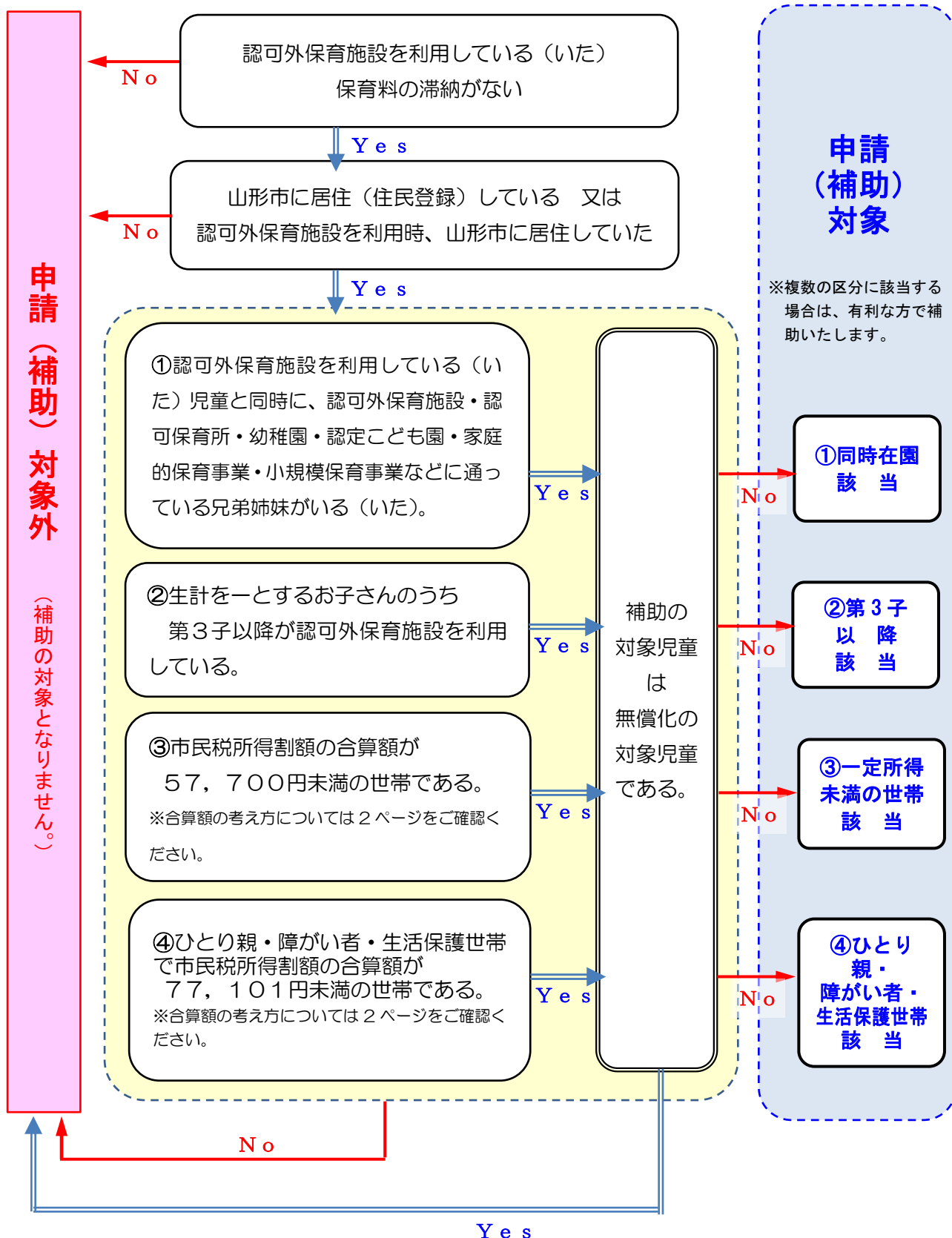
両補助金とも交付される場合、先に「山形県事業に基づく山形市保育料負担軽減補助金（認可外保育施設等）」を該当させ、保育料から補助金額を引いた残額から、「認可外保育施設利用者負担軽減補助金（本補助金）」を算定します。

（※）山形県事業に基づく山形市保育料負担軽減補助金（認可外保育施設等）の交付対象者となるには、次のいずれにも該当する必要があります。

- 国の「幼児教育・保育の無償化」の対象とならない0～2歳児の保育の必要性が認められる子ども
- 保護者の市町村民税所得割課税合算額が、97,000円未満（年収約470万円未満）の世帯の子ども

山形県事業に基づく山形市保育料負担軽減補助金（認可外保育施設等）について、詳しくは山形市ホームページ又は各園に配布している申請の手引きをご覧ください。

# 《申請対象者確認フローチャート》



## 《同時在園における補助金の額について》

補助金の月額、下表( )内の補助限度額と認可外保育施設に支払った額のいずれか低い方の金額になります。

ただし、補助限度額が 13,000 円のお子さんについては、補助限度額と認可外保育施設に支払った額の 1/2 の額のいずれか低い方の金額になります。

対象施設を利用している児童の数		各児童が利用している施設の種別 ( )内はその児童に対する補助金月額			世帯の 補助金額 合計
		第1子	第2子	第3子	
2名	2名のうち 1名…認可外保育施設 1名…その他施設 を利用 または 2名とも認可外保育施設 を利用	その他施設	認可外保育施設 (13,000円)	—	月額 13,000円
		認可外保育施設 (13,000円)	その他施設	—	
		認可外保育施設	認可外保育施設 (13,000円)	—	
3名	3名のうち 1名…認可外保育施設 2名…その他施設 を利用	その他施設	その他施設	認可外保育施設 (24,000円)	月額 24,000円
		その他施設	認可外保育施設 (24,000円)	その他施設	
		認可外保育施設 (24,000円)	その他施設	その他施設	
	3名のうち 2名…認可外保育施設 1名…その他施設 を利用 または 3名とも認可外保育施設 を利用	その他施設	認可外保育施設 (13,000円)	認可外保育施設 (24,000円)	月額 37,000円
		認可外保育施設 (13,000円)	その他施設	認可外保育施設 (24,000円)	
		認可外保育施設 (13,000円)	認可外保育施設 (24,000円)	その他施設	
		認可外保育施設	認可外保育施設 (13,000円)	認可外保育施設 (24,000円)	

※「対象施設」とは、認可外保育施設又はその他の施設（認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業小規模保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童館、へき地保育所、児童発達支援、医療型児童発達支援）をいいます。

# 市民税課税額の確認方法



市民税所得割の金額については、市民税課より送付された以下の通知をご確認ください。

※補助金算出の際に使用する市民税所得割課税額は、**住宅借入金等特別税額控除・配当控除・寄附金税額控除等の適用前の額**となります。

＜市県民税が給与から天引きされている方＞

○給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書

所得控除	市民税	県民税	特別徴収税額
所得割額			
均等割額			
特別徴収税額			

氏名: \_\_\_\_\_ 住所: \_\_\_\_\_ 市区町村: \_\_\_\_\_

(A) 住宅借入金等特別税額控除 等

(B) 実際納付する市民税所得割額

左図の場合、補助金算出に使用する  
市民税所得割課税額は

(例)

市民税	税額控除前所得割額④	68,500	
	税額控除額⑤	53,500	
	所得割額⑥	15,000	
	均等割額⑦	3,500	
	県民税	税額控除前所得割額④	45,600
		税額控除額⑤	35,000
		所得割額⑥	10,600
		均等割額⑦	2,500
		特別徴収税額⑧	31,600
	控除不足額⑨		

I 住宅借入金等特別税額控除等のない方  
(B) 15,000 円

II 住宅借入金等特別税額控除等を受けている方  
《例》住宅借入金等特別税額控除等が 52,000 円の場合  
(A) 52,000+ (B) 15,000  
=67,000 円

※ (A)には住宅借入金等特別税額控除等(住宅借入金等特別税額控除・配当控除・寄附金税額控除等)以外の税額控除も含まれています。住宅借入金等特別税額控除等以外の税額控除については、控除した金額で算定します。

＜市県民税を納付書・口座振替で納付されている方＞

○市民税・県民税納税通知書(普通徴収・年金特別徴収分)

(2 ページ目)

平成〇年度 市民税・県民税 課税明細

課税種別	課税標準	課税率	課税額
所得金額等	所得控除額		
	市民税		
控除内	調整控除額		
	県民税		

(A) 住宅借入金等特別税額控除 等

(B) 実際納付する市民税所得割額

左図の場合、補助金算出に使用する  
市民税所得割課税額は

(例)

	市民税	県民税
算出税額	68,500	45,600
調整控除額	1,500	1,000
税額控除額	52,000	34,000
減免額		
配当割等控除額		
所得割額	15,000	10,600
均等割額	3,500	2,500
年税額		31,600
給与からの特別徴収税額		
公的年金からの特別徴収税額		

I 住宅借入金等特別税額控除等のない方  
(B) 15,000 円

II 住宅借入金等特別税額控除等を受けている方  
《例》住宅借入金等特別税額控除等が 52,000 円の場合  
(A) 52,000+ (B) 15,000  
=67,000 円